

別記様式第2号（第9条関係）

その1	
営 業 の 方 法	
営業所の名称	ラウンジ〇〇
営業所の所在地	神戸市〇〇区〇〇町4丁目5番6号 〇〇ビル7階
風俗営業の種別	法第2条第1項第1号の営業
営業時間	<p>午前 午前</p> <p style="text-align: center;">6時 00分から 0時 00分まで</p> <p>午後 午後</p> <p>ただし、 午前 午後 の日にあつては、 時 分 から 時 分 まで 午後 午後</p>
18歳未満の者を従業者として使用すること	① る ②しない
	① 場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	<p style="color: red;">営業所の出入口のドア付近の柱の高さ1メートルの部分に、長さ70センチメートル、幅20センチメートルの白色プラスチック板に黒色で「18歳未満立入禁止」と記入したものを貼付する。</p>
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する ②しない
	<p>①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法</p> <p style="color: red;">客の求めに応じて、食べ物は総菜のほか、ピーナッツ、柿の種、さきいか等の乾きもの、季節のフルーツを提供し、酒類以外の飲物では、ジュース類を提供する。調理はレンジで温める程度。</p>
酒類の提供	①する ②しない
	<p>①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法</p> <p style="color: red;">提供する酒類は、ビール、ウイスキー、焼酎。提供の方法は、各テーブルで客の求めに応じて従業員が提供する。20歳未満の者への酒類の提供防止については、年齢確認等により確実にを行う。</p>
当該営業所において他の営業を兼業すること	① る ②しない
	① 場合：当該兼業する営業の内容

その2 (A) (法第2条第1項第1号から第3号までの営業)				
料	金	セット料金(テーブルチャージ、アイス、ミネラル・チャーム(乾き物等) 5,000円、ビール2,000円、ウイスキー8,000円~15,000円、焼酎5,000円、フード(総菜) 800円~1,500円		
料金の表示方法		壁、ドア、ついたて、その他これに類するものに料金表等を客に見やすいように掲げる。		
役	客の接待をする場合はその内容	特定少数の客の近くにはべり、談笑の相手となりお酌をする。また、客の求めに応じて、接待を行う者がカラオケを操作し、客とともにデュエット等を行う。		
務	客の接待をする場合は接待を行う者の区分	常時当該営業所に雇用されている者	5名	
		それ以外の者	3名	
			主	(ふりがな) かぶしきかいしゃ はけん 氏名は株式会社 はけん 又名称
			た	住所 〒(000-0000) 大阪市〇〇区〇〇町1丁目3番5号 (06) 〇〇〇〇局〇〇〇〇番
供	遣	(ふりがな) おつの へいた 法人にあつては、その代表者の氏名	乙野 丙太	
の	客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊興の内容	生バンドによる流行歌の演奏を不特定多数の客に聞かせる。	
		時間帯	午前 7時00分から 午後 午前 8時00分まで 午後	
様	(法第2条第1項第2号の営業のみ記載すること)			
客	室	和風のもの	室 その他のもの 1 室	

